

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827 - 5882

第 1 号

2012年4月5日

文責 馬場 隆

週休日の引率等での振替の拡大

4月1日から正式にスタート

すでにお伝えしてきたように、昨年 11 月に行った高教組と県教委の交渉で、「週休日(土日の休み)を確保し、総労働時間の縮減を図るために」、週休日に生徒引率や役員業務をした場合に、週休日の振替ができる(代休がとれる)対象業務等を拡大するという回答を引き出していました。このことについて、3 月 28 日付けで教育長名で 2 つの通知が出されました。

1 つ目の通知の「対外運動競技等における児童生徒引率業務等にかかる勤務の取扱

について」では、引率等で週休日の振替を可能とする業務を、「特勤条例」で規定する「対外運動競技等」に該当する大会等と規定しています。そして、2 つ目の通知の「教員特殊業務手当に係る『対外運動競技等』の範囲について」で、日額 3400 円の引率手当の支給対象となり、週休日の振替が可能な大会等の範囲を規定しています。

いずれの通知も、適用日を「平成 24 年 4 月 1 日」としており、これによって週休日の引率等での振替の拡大が正式にスタートしました。以下が新制度の要点です。

1. 対象業務の拡大

<従来> 新人戦や総合文化祭などの特定の県レベルの大会(年 1 回)の引率・役員業務
<新制度>

特勤手当(引率手当)の対象となる「対外運動競技等」に該当する大会を対象とする。

具体的には

体育部：従来の新人戦以外に、地区大会(年 1 回)、選手権大会(年 2 回)も対象に

文化部：従来の大会以外にも大きく拡大し、体育部とほぼ同等になる。

※手当支給の対象となる大会等が拡大され、生徒会サミットやマーチングコンテスト、百人一首かるた競技選手権大会などこれまで手当が支給されていなかった大会等も支給対象になっています。

◆各専門部・部門ごとの一覧表を分会長に送付していますので、詳細を知りたい場合は、分会長に一覧表を見せてもらってください。

2. 対象となる業務期間の拡大

<従来>引率等の業務をした 1 日について半日勤務日まで(最大、引率 2 日で 8 時間)

<新制度>引率等の業務に従事した時間の全部を振り替えることができる。

3. 振替の単位及び振替できる期間

振替える単位：1 日又は半日勤務時間(3 時間～4 時間 45 分)

振替できる期間：業務日の前 4 週～後 8 週の間

※振替ができる期間には、だいたい長期休業か定期試験の期間が含まれると考えられます。丸 1 日振替えることが難しければ、3 時間～4 時間 45 分を単位にして振替えることも可能ですから、計画的を立てて是非振替を活用してください。

4. 手当と振替の関係 ※役員業務には手当はないので引率の場合だけです

引率手当(日額 3400 円)の支給要件は①週休日に 8 時間程度引率した場合、②泊を伴って 1 日 8 時間程度(就寝時間等を除く)引率した場合のいずれかです。

従って

泊を伴わない場合：振替か引率手当の受給かどちらかになります

具体的には、学校に引率願を出すときに教職員本人が選択する形になるはずですが、

泊を伴う場合：振替しても引率時間が 1 日 8 時間程度あれば手当は支給されます。

※「泊を伴う」とは、前泊・後泊も含んで引率期間中に宿泊がある場合のことです。

この場合の引率業務は、就寝時間以外の宿舎での時間等も含みます。

◆半日振替で引率手当が受給できない場合も、部活動指導手当(日額 2400 円)を受給できます。

半日(3 時間～4 時間 45 分)振替えて、週休日に 8 時間程度引率の要件を満たさないために引率手当(日額 3400 円)が受給できなくても、残りの半日の業務については、正規の勤務時間以外の時間において引き続き 4 時間程度生徒に対する部活動指導業務を行ったことになるので、部活動指導手当(日額 2400 円)を受給できます。

4 月 1 日から適用ですので、4 月 1 日(日)に開催された大会等も対象になります。引率や役員業務をされた皆さんは、その大会が対象になっているかどうか確認して、振替を検討してください。



高教組は教職員の要求実現のために奮闘しています。
活動をさらに前進させるために、
まだ加入されていない皆さんの加入をお願いします。